

1

中核市として 新たに取り組む

高崎市屋外広告物制度の概要

「高崎市景観計画」に即した屋外広告物行政を推進します

▼参照「景観と調和した屋外広告物」2～3ページ

参照「景観×広告ガイドライン」26～33ページ

屋外で公衆に向かって表示する全ての広告物が対象です

▼参照「屋外広告物とは」4ページ

表示できない地域、場所、物があります

▼参照「禁止物件と禁止広告物」4ページ

参照「地域の区分」5ページ

参照「高崎市における禁止地域・場所」6～7ページ

地域の特性や広告物の種類に応じて許可基準を定めています

▼参照「地域別基準」（主な広告物）8～13ページ

参照「その他の広告物の個別基準」14～16ページ

禁止や許可申請の適用が除外される広告物があります

▼参照「適用除外広告物」17～19ページ

表示する前に許可申請が必要です

▼参照「許可申請の流れ」20～21ページ

参照「許可期間と手数料」22ページ

表示後も、広告物の管理や点検の義務があります

▼参照「許可申請の流れ」20ページ

違反者には必要な措置を講じます

▼参照「違反広告物に対する措置、罰則」23ページ

違反広告物は除却します

▼参照「違反広告物に対する措置、罰則」23ページ

本市内で屋外広告業を営む方は登録が必要です

▼参照「屋外広告業の登録」24ページ